

質 疑 及 び 回 答 書

令和 8 年 6 月 10 日

入札参加事業者 各位

入札件名 令和8年度～令和13年度 鹿島市学校施設空調設備賃貸借

上記入札について疑義が生じたので回答をお願いします。

質 疑 事 項	回 答 書
<p>1 仕様書上、令和8年7月より空調設置期間が開始されるとされていますが、落札後から当該設置期間開始までの間における補助金交付決定、契約締結及び事業着手の各タイミング（順序および時期）について、想定されているスケジュールをご教示ください。</p>	<p>1 補助金の交付決定後に契約締結を行い、契約締結日をもって事業着手となります。想定している事業の流れは以下のとおりです。 交付申請 → 交付決定 → 契約締結（事業着手） → 着工 → 工事完了 → 完了検査 → 補助金交付 ただし、交付決定前に事業着手を行う必要があるやむを得ない事情がある場合は、あらかじめ「鹿島市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金事前着手届（様式第3号）」を提出していただくことで、交付決定前の事業着手が可能です。 なお、補助金の交付申請から交付決定までの期間は、申請内容に不備がない場合で概ね1週間程度を見込んでいます。</p>
<p>2 補助金控除後の金額を前提としてリース料を算定するものと認識しておりますが、補助金確定額が申請額を下回る場合には、リース料の見直しに対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>2 お見込みのとおりです。</p>
<p>3 リース期間満了後の無償譲渡は、補助金制度上の財産処分に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>3 お見込みのとおりです。</p>
<p>4 無償譲渡後の財産処分制限期間における設備の継続利用義務および補助金要件遵守責任は鹿島市に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>4 お見込みのとおりです。</p>
<p>5 仕様書（7）補助事業 イ に記載の「※上限額の2倍」について、補助対象事業費が当該上限額の2倍を超える場合であっても事業実施は可能であり、補助金額については上限額までの交付となるとの理解でよろしいでしょうか。また、上限額を超過する部分の費用については、補助対象外として賃貸借契約におけるリース料に反映されるとの理解でよろしいでしょうか</p>	<p>5 お見込みのとおりです。</p>

6	補助金入金日は、何年何月を想定されていますか。	6	工事完了後、一ヵ月以内です。
7	事業者側の責によらず、補助金の交付が受けられない、もしくは減額して交付される場合、または補助金の返還義務が発生した場合、事業者側は費用負担しないという理解でよろしいでしょうか。	7	お見込みのとおりです。
8	当社起因でない事由により補助金採択日が予定日より大幅に遅延し、賃貸借期間や契約金額（調達価格変動や金利変動等）に見直しが必要になった場合、協議は可能でしょうか。	8	協議の対象と致します。
9	当社起因でない事由（サプライチェーンへの影響、補助金採択時期の遅延等）により納品が遅れた場合、当社は責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。	9	問題ございません。 ただし、納品が遅れることが分かった場合は速やかに報告してください。
10	契約保証金について、鹿島市財務規則第126条3項第2号（「国又は地方公共団体と3回以上締結し、これらをすべて誠実に履行してした場合」という旨）に基づき免除いただけないでしょうか。	10	財務規則第126条第3項第6号により免除します。
11	本件は長期継続契約でしょうか。	11	長期継続契約です。
12	動産総合保険については、一般的な保険（補償限度額は期間経過に伴い逡減し、地震・津波・屋外持出における損害、ソフトウェアが対象外）を付保することでよろしいでしょうか。	12	お見込みのとおりです。
13	リース期間満了後、貴市へ無償譲渡されるため、受注者の固定資産税納付は免除されると理解してよろしいでしょうか。	13	お見込みのとおりです。
14	本契約においてリース会社が受託もしくは請け負うことが建設業法に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合、リース会社は工事業者とグループを組んでこれを受託し、当該工事会社を工事業務にあたらせるとともに当該グループの代表としてリース会社が本契約を締結するという認識でよろしいでしょうか。	14	設置業務を外部へ委託される場合は関係法令の遵守をお願いします。 契約締結についてはお見込みのとおりです。

上記の件について回答します。

令和 8年 6月 15日

鹿島市長 松尾 勝利

